

熊本市民会館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年10月1日

熊本市民会館

1 はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日、令和2年5月25日変更）、「熊本市におけるイベント等の開催に関する基準」（令和2年9月19日～適用）を踏まえ、熊本市民会館における新型コロナウイルス感染拡大防止予防対策として遵守すべき事項を整理し、今後の取組に供するために作成するものです。

施設の特性を考慮し、今後予定される催物（公演等）の規模や内容等を十分に把握し、催物主催者と相互に協力・連携して全ての関係者（施設従事者、催物関係者、来場者）への感染拡大を防止するため、必要な措置を効果的に講じていきます。

2 会館の対策

(1) 「三つの密」の回避

① 密閉空間を避ける

- ・入り口のドアや窓を開け2方向で換気を行う
- ・個室などの密閉した部屋は使用しない

② 密集場所を避ける

- ・対面ではなく横並びで座る
- ・人と人が対面する場所はパーテーションやビニールカーテンを設ける
または、人と人の間隔（2m程度）を十分に確保する

③ 密接場面を避ける

- ・入場人数や滞在時間を制限
- ・入退出時や集合場所、会計時のレジ等における十分な間隔が確保
- ・互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声を避ける

(2) リスク評価の実施

① 接触感染のリスク評価

- ・他者と共有する物品やドアノブなど不特定多数が触れる場所の特定

② 飛沫感染のリスク評価

- ・施設における換気状況を鑑み、公演の態様や、関係する主体（設置者、施設管理者、従事者、公演主催者、公演関係者、来場者など）の動きや状況を把握

3 感染防止策の共通項目

- マスクの原則常時着用
- 手指の消毒や手洗いの徹底
- 大声を出さないことの奨励、咳エチケット
- 相互の社会的距離の確保
- 換気の励行（従事者、公演関係者等）
- 厚生労働省の接触確認アプリ（COCOA）の活用
- 検温を励行し、平熱と比べて高い発熱がある場合や下記の症状等に該当する場合には自宅待機等の対応をとる
 - ※咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状
 - ※PCR 検査で陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ※過去2週間以内に入国制限、入国後の観察期間を必要とされる国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合 等

4 施設内での具体的な感染防止策

(1) お客様（施設利用者・来場者）に向けた周知・広報

- 発熱時や体調不良時の来館控え
- マスクの原則常時着用
- 手指の消毒や手洗いの徹底
- 施設内での会話の抑制、咳エチケット
- 施設内での社会的距離の確保
- 接触確認アプリの活用

(2) 会館が講じる具体的な感染防止策

- 本ガイドラインに定めた感染防止策が実行できるよう周知の徹底
- 発熱や風邪、味覚障害の症状がある方の入場制限や従業員の勤務制限
- 入場制限等についてのお知らせ、感染防止対策についての看板や掲示物の設置
- 入口及び施設内に手指消毒設備を設置
- 施設の適切な消毒や清掃
- ユニフォームや衣服のこまめな洗濯
- トイレにおけるハンドドライヤー、共通タオルの使用停止
- 休憩スペースの利用人数の制限
- 鼻水、唾液などが付いたごみはビニール袋に密閉。回収時は手袋を着用
- クラスタが発生するおそれがある催物（イベント等）や「三つの密」のある集まりについての開催自粛要請の提言

- 万が一に備え、利用者の連絡先の把握（お客様へ参加者名簿作成依頼）
※個人情報の取扱に十分注意し、一定期間保持する
- 「感染症防止対策チェックリスト【屋内施設用】」、「イベント等に関する感染症防止対策チェックリスト」の活用
- ロビーなどの共用スペースにおけるベンチの間引き
- 入口にて赤外線温度測定システムによる検温実施
- 窓口受付対応は1組ずつ実施
- 対面で接する受付窓口にビニールカーテン、アクリル板の間仕切り設置
- 排煙窓開放によるロビー換気の実施
- 空調設備、換気設備の機能を最大限に活用した換気運転の実施

（3） 催物主催者に協力を求める具体的な感染防止策

① 開催計画時

- 前記の、「感染防止策の共通項目」を網羅するとともに、各種ガイドラインを参照し具体的な措置を講じて感染防止に努めていただく
- 余裕のあるスケジュールの設定依頼（仕込み・リハーサル・本番・撤去、及び入退場時間や休憩時間など）
1日に複数回の公演を実施する場合は、会館が公演間で行う消毒作業や、換気の時間を確保できるよう計画すること
- 全国的な移動を伴う催物（イベント又はイベント参加者が1,000人を超えるイベント）を開催する場合には、そのイベントの開催要件等について、熊本県へ事前相談を行うため必要書類等を準備すること
- 催物開催における、「人数上限の目安」や「収容率の目安」については国、県、市の指針を遵守し、万が一の際の追跡調査ができるよう催物関係者や来場者の把握、管理に努めること

② 公演関係者に関する感染防止策

- 公演主催者及び公演関係者は、その表現形態に応じて、出演者間で最低1mを目安とした十分な間隔をとるなど、可能な限り感染防止に努めること
- 施設内ではマスク着用を原則とし、手指消毒を徹底すること
- 楽屋、楽屋ロビー、出演者溜り等でも密を防ぎ、不特定多数が触れやすい場所の消毒を定期的に行い、必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置すること
- ケータリング（食事等）については十分な感染防止対策（使い捨て食器の使用やお弁当を準備する等）を講じること
- 機材や備品、用具等の取扱者を選定し、不特定者の共有を制限すること
その他、練習・稽古や仕込み・撤去等においても、十分な感染防止措置を講ずること

- ・感染リスクが高まるような演出（声援を求める、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする 等）は控えること

③ 来場者に関する感染防止策

- ・来場前の検温要請とともに、来場を控えていただくケースを事前に十分周知し、その際に来場者ができるだけ不利益を被らず、有症状者の入場を確実に防止できるよう、状況に応じてチケットの振替や払戻等の対応策を講じること
- ・来場者側の自己検温だけではなく、公演主催者側でも会場入場時に検温等の対策を講じること
- ・マスクは原則常時着用とし、未着用来場者に対しては配布や販売等、個別に注意等を行うことにより着用を徹底させること
- ・入退場時の密集回避のため、時間差の入退場や導線の確保、人員の配置等を行うことにより、十分な距離の間隔を保持すること
- ・休憩時間や入退場時には会話抑制を周知するとともに、ホワイエ等での近距離における対面での会話や滞留を抑制するように促すこと
- ・公演後の出待ちや面会等は控えるよう注意喚起すること
- ・チケットシステム等の活用により、来場者の把握に努めること
また、来場者に対して、こうした情報が来場者から感染者が発生した場合など、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知すること
- ・配慮が求められる来場者、障がい者、高齢者等については事前に対応策を検討すること
- ・交通機関・飲食店等の分散利用等の公演前後の感染防止についても注意喚起すること

④ 開催時に関する感染防止策

- ・公演主催者は、会場内の不特定多数が触れやすい場所の消毒を、会館と事前に打ち合わせを行い定期的に実施すること
- ・公演主催者は、会場の出入口等の必要箇所に手指消毒用の消毒液を設置すること
設置中に不足が生じないように確認すること
- ・物品を介した接触感染を防止するため、入場時のチケットもぎりの簡略化等を検討すること
- ・チラシ・パンフレット・アンケート等の手渡しは極力避けること
手渡しの場合は手袋の着用の徹底を行うこと
- ・公演後の面会等、公演関係者と来場者の接触は控えるよう周知すること
公演関係者へのプレゼントや差し入れ等は控えること
- ・機材や備品、用具等の取扱者を選定し、不特定者の共有を制限すること
- ・来場者の案内や誘導に際しては十分な間隔を取るとともに、マスク着用に加え必要に応じてフェイスシールド等を着用すること

- 来場者と接する受付窓口（招待受付、当日券販売）等では、アクリル板や透明ビニールカーテン等の間仕切りを設置し、来場者等との間を遮蔽すること
- ⑤ その他（物販等）
- 現金の取扱をできるだけ減らすためキャッシュレス決済の推奨
オンラインによる販売の推奨
 - 物販に関わる関係者は、マスクの着用に加え、必要に応じて手袋やフェイスシールドを着用し、アクリル板や透明ビニールカーテン等の間仕切りを設置し来場者との間を遮蔽するとともに、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は取り扱わないこと
 - 催物途中で、熱、咳、全身痛などの諸症状がみられる参加者は退席させること
 - 可能な限り、出入り扉、窓等の開放を行い換気に努めること

以上